

- ◆保育所
- ◆認定こども園（2号・3号）
- ◆地域型保育事業

大阪市にお住まいのみなさまへ

令和8年
9月より

0～2歳児の 保育料が全員無償 になります

大阪市では、どのような家庭状況であっても、等しく子育てができる環境を整えるため、認可保育施設を利用する0～2歳児の保育料無償化の対象を第1子まで拡充します。



保育料無償化の制度概要

◆ 認可保育施設に通う0～2歳児クラスのお子さん（大阪市在住の方）

対象となる
お子さん

※以下に該当する方は、すでに保育料が無償化されています

- ・3～5歳児クラスのお子さん
- ・0～2歳児クラスの第2子以降のお子さん（本市独自で令和6年9月から実施）
- ・住民税非課税世帯のお子さん

※市外の認可保育施設に通うお子さんも対象です

対象となる
費用

◆ 保育必要量の認定により決定した時間内の**月額保育料**

※延長保育利用料など、その他の保育サービスの利用にかかる費用は含まれません。

申請手続 ◆ 申請は不要です。

国制度と、大阪市の独自無償化の取組における保育料比較（0～2歳児・課税世帯）

	第1子	第2子	第3子
国制度	全額負担	半額負担	無償化
大阪市 (令和8年8月まで)	全額負担	本市独自：無償化	無償化
大阪市 (令和8年9月から)	本市独自：無償化	本市独自：無償化	無償化

企業主導型保育事業の利用についても、令和8年9月から本市独自に無償化します（詳細は19ページ）